

第5回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成19年10月23日(火) 午後1時30分から午後5時00分まで

(2) 場 所 県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

(3) 出席者

ア 委員

清水修二(委員長) 安齋勇雄 岩淵敬 江川和弥 小川静子 北川圭子 田崎由子
常松明男 松野義廣

イ 県側

総務部政策監 企画技術総括参事 入札改革参事 入札改革主幹 入札改革主幹
小名浜港湾建設事務所主幹兼次長 相双農林事務所次長兼企画部長
山口土木事務所主幹兼所長 いわき建設事務所主幹兼事業部長
会津若松建設事務所主幹兼総務部長兼総務課長 外 各発注機関担当者

(4) 次第

ア 開会

イ 議事

(ア) 審議事項

抽出案件について

(イ) 報告事項

- a 県発注工事の入札等結果について
- b 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について
- c くじ引き方法の変更について
- d 同種類似工事等の実績要件について
- e 積算単価について
- f 災害発生時の対応について

(ウ) 各委員の意見交換

(エ) その他

ウ 閉会

2 発言内容

【入札改革主幹】

ただいまから第5回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

議事の進行につきましては、清水委員長よりしくお願いいたします。

【清水委員長】

皆さん、こんにちは。

今日は1時半から5時までの予定になっておりまして、結構いろいろ検討すべきことがございます。

今日の議事の進め方でございますけれども、御案内のとおり審議事項が1件、例によって入札案件のチェックです。

それから報告事項が6件ありまして、全部で7件ということであります。

それで、全部議事が終わった後で委員の皆さんと意見交換したい、我々の間で少し協議したいことがありますので、終わった後しばらく時間をいただきたいと思います。

今日の議事の公開、非公開についてお諮りいたしますけれども、本日の審議事項に係っております抽出案件について、非公開で協議した方がよろしいというような案件がございましょうか。

(特になし)

特にありませんか。

なければ、公開とさせていただきます。

では、早速審議に入りますが、個別の抽出案件に入る前に、この間の全体の状況について、いつものように御説明をお願いしたいと思います。

それでは、報告事項のアとイについて報告をお願いします。

【入札改革参事】

(資料2、資料2 - 1及び資料3により説明)

【清水委員長】

委員の皆さん、どうでしょうか。

全体の数字を御覧になって、気が付いたこと、あるいは御質問ありましたら、お出しください。

ざっと私が見て、特徴的なところ、気が付いたところを申し上げますと、落札率の変化とともに平均入札参加者数というのがちょっと気になるところでありまして、資料2の1ページを見ますと全体の入札参加者数が10.37から8.93に減少しているということですね。入札参加者が平均で見ますと減っているということは留意すべきことだと思います。それから方法別ですけれども、条件付一般競争入札の平均落札率が82.15%で、指名競争入札の場合が87.60%になっておりまして、指名競争入札でも落札率は下がっているということです。だから、一般競争にした場合と指名競争の場合とで極端な落札率の差はこの数字を見る限り、平均ですけれども、ないのではないかという感じがいたします。ただ平均ですから、いろいろ個別の事情が隠れてしまいますので、注意しなければならないと思います。それで4ページの個別の工事のデータをざっと見て少し検討してみたんですが、70%台、80%未満の落札率になっている工事が結構あるわけです。それが入札制度別にどうなっているかということをお勘定してみました。ちょっとメモしていただきたいんですけども、80%未満の落札率の工事の件数が農林水産部の場合、一般競争入札で42.6%、指名の場合は21.1%です。土木部においては、一般競争入札では51.2%、指名の場合は24.2%です。従って、いずれの場合においても、指名競争入札の場合よりも一般競争入札の場合の方が、ほぼ2倍くらい80%未満の落札率になっているということですから、入札制度改革の影響がこの限りにおいて窺えるわけです。ただし、土木部で60%台になっている、70%も切っているケースが3件あるんですけども、これはいずれも指名競争入札なんです。こういうこともあるんだなと思いました。それから入札参加者の数の平均なんですけれども、これも見てみますと、1者ないし3者と非常に参加者の少ないケースが結構あるわけです。勘定してみますと、農林水産部の場合に25%、土木部の場合にも20%が入札の参加者が3者以下であると。ゼロのケースがどれくらいあるかはこの表には出ていないので、そういうものがあつたかどうかは私はわかりません。そういうわけで、一般競争入札にして、著しく応札者が減っているケースが20%から25%あるようだということです。入札参加者の大小は、競争の激しさの大小を、即、示すものではないと思いますけれども、応札者が非常に減るといふケースが結構あるというわけです。その辺が私の気が付いたところです。

いかがですか、委員の皆さん。特にございませんか。

(特になし)

事務局の方もよろしいですか。私少し言いましたけれど、何もありませんか。

(特になし)

それでは全体状況は以上であったということで、終わりにさせていただきます。抽出案件について、説明をしていただきます。まず、抽出していただいた委員の方から、抽出の理由の説明をしていただきたいと思っております。杉山さんは本日お休みですので、後で事務局から補足をしてください。北川委員をお願いします。

【北川委員】

今回の抽出は、入札参加者数の多い工事と少ない工事ということでした。少ないのは1者ないし2者ということで本当に少ないんですけども、その中から審議するものとしたしまして、落札率は大体80%から90%というのが多かったんですけど、県外業者が受注したものと管内の業者が受注したものと、それから総合評価のものということと、雪に関わるものですね、前にそういうものを請け負うところが非常に少なくなっているということとをニュースで聞いたもので、そういうものを抽出いたしました。それから多いところでは、14者以上から20を超えるものの中において、無効になったものですね、資料1の下から2番目の件は2者無効になってます。これは見積内訳書の工事名に誤りがあったとか、指定方法外郵便による提出のた

めとか、非常に単純ミスなんですけど、そのようなことが起こる背景に何かあるのかなということ、それから1番下の案件は、11者が最低制限価格を下回ったため無効になったということで、11者というのはものすごい数だと思ひまして、その背景を確認したくて抽出いたしました。以上です。

【清水委員長】

あと事務局の方からどうぞ。

【入札改革主幹】

杉山委員から伺いました抽出理由を御説明いたしますと、まず、2番目の相双農林事務所の案件でございますが、抽出対象案件の中で落札率が最も高かったということで選ばれたということでございます。続きまして、3番目、山口土木の案件につきましては、抽出案件中2番目に落札率が高かったということと、総合評価方式による入札であったということで選ばれたとお伺いいたしました。最後に5番目の案件でございますが、こちらにつきましては、予定価格が2億円弱ということで非常に高かったということ、それから先ほど北川委員もおっしゃいましたけれど、参加者16者中11者が最低制限価格を下回ったということで失格になった案件だったということで選ばれたということでございます。

【清水委員長】

ありがとうございました。

それでは、1件1件検討していきたいと思ひます。まず、小名浜港湾建設事務所の方からポイントを説明してください。

【小名浜港湾建設事務所】

(資料1により説明)

【清水委員長】

どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。今の件について質問ございますでしょうか。

【小川委員】

県内の元請としてという条件がありますので、この条件に合致する業者数というのは、県内で何者、県外で何者あったんでしょうか。

【小名浜港湾建設事務所】

有資格者名簿に登載されています工種が機械設備工事で地域要件全国の会社は、県内で11者、県外で173者ございます。実績要件を付けておりますので、荷役機械製作据付の実績がある業者数でございますが、平成16年に機械設備工事に登載されている業者で、実際、荷役機械の製造製作をできるところを確認してございます。それによりまして、県内はゼロでございます。全国で11者、その当時はできますよという形でいただいております。

【清水委員長】

そうすると、県内から応札者が出ないということはわかっていたわけですね。

【小名浜港湾建設事務所】

はい。事実上できません。

【安齋委員】

元々の本体を造ったのは住友さんなんですか。

【小名浜港湾建設事務所】

住友製の荷役機械でございます。

【安齋委員】

そうすると、メーカー以外は事実上はやれないということですね。

【小名浜港湾建設事務所】

製造元が一番詳しいからできるということかと思ひますけれども、昨年度も同じ7-1号機の大規模修繕工事を実施いたしまして、日立プラントテクノロジーという会社が請け負っておりますので、実際製造したところ以外の会社の実施しております。

【安齋委員】

去年は随契だったんですか。

【小名浜港湾建設事務所】

昨年は当初条件付一般競争入札で執行したんですけれども、応募者がなしということで、その後指名競争入札に移行したところ、今申し上げた日立プラントテクノロジー 1 者が応札して、契約したということでございます。

【清水委員長】

この種の工事はどうなんですかね。全国に実績のあったところが 11 者と限定されていて、あまり競争がないんですか。

【小名浜港湾建設事務所】

今年度、3 件条件付一般競争入札で発注しているんですけれども、全て 1 者応札ということでございます。

【清水委員長】

すごく特殊な工事なんですね。

【小名浜港湾建設事務所】

実際できるところは限られてしまうという形です。

【安齋委員】

岸壁に沿って走っているクレーンでしょ。

【小名浜港湾建設事務所】

ガントリークレーンというのは、コンテナを上げるクレーンなんですけれども、これはバラ貨物で、石炭とかを大きなバケットで嚙んで上げて降ろすというクレーンです。

【安齋委員】

岸壁に走っているやつじゃないの。

【小名浜港湾建設事務所】

岸壁にあるものです。

【清水委員長】

質問はほかにありませんか。

【常松委員】

この種の工事の場合、一般土木工事と違って、予定価格算出については、県独自という意味では、業者の協力を得なければならないと思うんですけれども、この辺については、何者を見当に見積りといいますか、価格の調査をお願いしたかとか、その辺をお伺いします。

【小名浜港湾建設事務所】

設計や積算をするに当たって、港湾の機械という特殊な工事でございますので、県の土木部の積算基準と港湾施設関係の国の積算基準、あと建設物価というところから拾った積算単価のほかに、そこに載ってないものについては、見積りをいただいております。今回のこの工事につきましては、同じく実質的にできるという 11 者に見積りをお願いしたところでありますが、實際上、見積りの提出のあったのは 1 者でございます。

【清水委員長】

それがここなんですね。

【小名浜港湾建設事務所】

はい。住友重機械エンジニアリングサービスです。

【安齋委員】

800 点以上という条件ですけれども、住友さんは 6 ページを見ると 1237 なんですね。

【小名浜港湾建設事務所】

はい。

【安齋委員】

かなり高いね。

【清水委員長】

結果的にそうなったということでしょうね。

ほかに質問ありませんか。

【松野委員】

ただいま 11 者に見積りをお願いしたけれども、結果的として具体的に見積書の提出があったのは住友重機械エンジニアリングサービスさんだけだったという御説明があったんですが、

11者というのはどういう基準で選ばれたんですか。

【小名浜港湾建設事務所】

先ほど申し上げたんですけれども、平成16年に名簿に記載されている機械設備の業者に電話なりで確認いたしまして、実際、大型水平引込み式アンローダーという正式名称なんですけれども、荷役機械の部分修繕、製作据付をできるところについて確認をしております、それ以外はできないということでございましたので、できるというところを選んで、そちらから見積り依頼、見積り徴収をしたところでございます。

【清水委員長】

そうすると、取るつもりのない業者は見積りを頼まれても、手間が掛かるばかりですからそれを断るといふ、実態がそうなっているということですか。

【安齋委員】

普通は本体を造ったところ以外はやらないでしょう。

【清水委員長】

でもそうじゃない場合もあるということでしたから。

実際、見積りを数者から出してもらって、それを比較するという作業ができた方がいいんだとは思いますが、実際、取るつもりのないところから見積りが出てこないということになりますと、こういうことになるのかという印象を受けるんですけれど。

【企画技術総括参事】

参考までに申し上げますと、港湾の工事の施工歩掛かりというのは、国とか県にありまして、見積りを取っているというのは、部分的に部品なんかがないものについて取ったという意味で全体を取っているわけではありません。

【清水委員長】

ほかの業者も協力してくれればよかったですよね。そうじゃないんですか。1者しか出てこないというのはどうなんですかね。

【小名浜港湾建設事務所】

昨年も同じような質問をされたんですけれども、實際上、住友製の機械ですので、住友さん以外はなかなか手が出しづらいというのは本音だと思います。ですので、住友さん以外は出てきづらい。ただ、広く参考見積りという形で取るに当たっては、出てくるかどうかに関わらず、できるところから広く取るのが望ましいのではないかとということで、広く11者へ声を掛けたということでございます。

【安齋委員】

ほかのメーカーの修理というのは普通やらないですよ。

【清水委員長】

ほかに質問はございませんか。

(特になし)

なければ質疑応答はこれで終わりにしまして、2件目、相双農林事務所の案件について、ポイントを説明してください。

【相双農林事務所】

(資料1により説明)

【清水委員長】

今の件について質問をお願いします。

これは特に特殊な工事ではないですよ。

【相双農林事務所】

特別の要件を付さなくても良いような一般的な土木工事です。

【清水委員長】

219者が該当するということだけでも、応札者は2者に留まったと、理由は何か考えられますか。

【相双農林事務所】

あくまでも想定ということになりますが、この工事場所が松川浦地区ということで、護岸工

でございますので、工事に使えるのは堰堤といいますが、3mほどのところというような条件が厳しい面があったのかなと思います。

【清水委員長】

堰堤が3mでそこでやらなくてはいけないということですか。

【相双農林事務所】

車が通行できる幅が3mということです。

【小川委員】

単純に予定価格を84mで割ったメートル単価412,500円という予定価格なんですけれども、過去に同じような護岸工事でやった単価からすると下がっているのか、そんなに変わっていないのか。

【相双農林事務所】

松川浦の護岸ということで、土堰堤になっておりまして、護岸側にコンクリートブロックが張りブロックしてあるんですけれども、18年の災害ということで、そのブロックの法面をやられたということなものですから、堤防全体を補修するわけではなくて、そのブロック分の張り替え工事ということなものですからそういう結果になります。従って、全体の単価のことをおっしゃたのかもしれませんが、補修単価なものですからそういう形になります。

【相双農林事務所】

補足したいんですが、災害ということで、堤防は連続しているんですが、ぽつぽつと被災を受けております。当然、松川浦に面しておりますので、そこに海水の潮の満ち引きがございます。そこを補修することになりますので、前面を矢板で仕切って工事するという形になります。

ですから、完全に本工事費だけではなくて、そういった仮設工事費がかなり高くなります。今おっしゃったのはメーター単価が高いということかと思いますが、仮設もかなり必要だというような形なものですから、メーターにすると41万という単価になってございます。

【清水委員長】

小川さん質問なさったのは安いんじゃないかという趣旨なんじゃないですか。

【小川委員】

業者数が少なかったんで、過去の単価から比べると低いので、参加者が少なかったということが想定されるんじゃないかと思ったんですけれど。

【清水委員長】

私もこの件は応札者が2者しかないし、落札率はこの中で一番高かったわけですよ。ということは、工事の予定価格が非常に低いということで業者は敬遠したと常識的には考えられるんですよ。良い悪いは別ですよ。状況判断として。

【相双農林事務所】

過去の例が今ございませんので、即答はできませんけれども、今申し上げたとおり、仮設もきちっと計上されていますし、そういった意味では安いということはないだろうと。一般的な価格であろうとは思いますが。

【清水委員長】

にも関わらず、応札者が少なかったということは、わからないということですか。

【相双農林事務所】

はい。

【安齋委員】

草野建設はどこでしたっけ。

【相双農林事務所】

相馬市でございます。

【清水委員長】

庄司建設は。

【安齋委員】

南相馬。原町。

【清水委員長】

ほかに質問はございませんか。

【安齋委員】

入札制度を改革した時に、条件付一般競争入札にすると業者が減るとというのは我々十分承知の上で作ったんですけれど、案の定の結果になったと。採算が悪いのはみんな逃げますので、今まで指名の時は義務として参加せざるを得ないという業者の不満がありましたが、それがなくなりましたよね、だから今回のように3者以下というのが多いというのは承知していたんですけれども、なんでこんな風になるのかなど。やっぱり採算が悪いやつなのかなど。だから、参加したとしてもこの程度というのは、入札で金額を弾けませんという意味なんでしょうね。何か考えられますか。

【清水委員長】

何かありましたらどうぞ。

【相双農林事務所】

先ほども言ったんですが、これも想定の外は出ないんですけれども、松川浦の災害の工事ということで、当然、工事をする面は潮が満ちると結局埋まると、満ち引きによって海水にかかる場所を矢板で仕切って工事するという形でございますので、自然現象とかそういった部分で左右されると、それから、先ほど次長の方からもありましたように、堤防自体の幅が3mというような形なものですから、工事的には自然現象によるリスクもあるし、そういった狭い場所という形もあるのかなとは思われます。

【安齋委員】

この辺の災害工事は前も庄司さんがやってたんですか。庄司さんの縄張りみたいな感じなんですか。

【相双農林事務所】

松川浦の護岸堤につきましては、昭和41年から平成14年まで堤防の工事が行われております。その中で最近ですと、平成13年、14年の工事実績を見ますと、13年は菅野組さん、14年は渡邊組さん、いずれも相馬市の会社でございますが、そちらが実施しております。ですから、最近、庄司さんはやっていなかったという形になります。

あと、前にも災害があったんですが、そちらについては調べてございません。

【松野委員】

第2位になった草野建設さんは、過去においてはこういった同種工事の実績があるのでしょうか。

【相双農林事務所】

同じような工事はやっておると思うんですけれど、この同じ場所でやったかということであれば、現在資料はございません。

【清水委員長】

よろしいですね。質問はとりあえずこれくらいにしまして、3番目、山口土木事務所の案件ですけれども、これは総合評価方式で入札を行ったものです。この委員会で総合評価方式の案件を審議したことはまだございませんので、事務局の方から総合評価方式の説明をやっていただいた上で、検討したいと思います。

【入札改革主幹】

(資料1-1により説明)

【清水委員長】

どうでしょう皆さん、今の説明について、御質問があればお出してください。

最後の基準価格設定型というのは、私が前から申し上げている非価格競争で勝負できない業者はかえってダンピングに走るんじゃないかという弊害に対抗して、それを防ぐための方策ですね。

よろしいですか。総合評価方式というのがどういうものであるかという確認をした上で、抽出案件について検討したいと思うんですが。

【安齋委員】

土木部としては、この基準価格設定型というのを推進しているということですか。

【入札改革主幹】

今は試行しているということです。試行結果を踏まえて検討するということです。

【清水委員長】

基準価格設定で試行しているということですね。

【安齋委員】

高度技術提案型については、今のところやる予定はなしですか。

【入札改革主幹】

予定にはなってございません。

【清水委員長】

また、質問がありましたら、個別の案件に絡めて質問していただいても結構です。

それでは、山口土木事務所から説明をしてください。

【山口土木事務所】

(資料1により説明)

【清水委員長】

この件は2者の応札に留まったというわけです。いかがでしょうか。

【常松委員】

入札参加者が少ないようではありますが、総合評価型ということについて、入札以前に業者から問い合わせ、若しくは入札希望等の意見や申し出が寄せられた経過はありますでしょうか。

【山口土木事務所】

この評価型につきましては、業者を集めまして、こういうような工事について説明会を実施しておりますので、それで了解していると思っております。

【常松委員】

具体的な問い合わせがこの入札に関してあったのですか。

【山口土木事務所】

制度につきましてあったかということだと、直接はございません。

【清水委員長】

この地域要件と格付要件を併せると応札参加資格者は何者くらいあるんですか。

【入札改革主幹】

4月1日時点の名簿に基づきますと166者です。

【清水委員長】

166者あったが2者の応札に留まったということですね。総合評価方式であるということと2者しか応札しなかったということとは、何か因果関係が考えられますか。

【山口土木事務所】

関係はないかと思えます。

【清水委員長】

ちょっと考えられないですね。そうすると、応札者が極めて少なかった理由で思い当たることはありますか。先ほどの松川浦の件ではいろいろ御指摘がありましたけれども、この流雪溝、暗きょ工については、格別特殊な工事ではないですよ。

【山口土木事務所】

工事の内容につきましては、特殊な工事ではございません。道路の両側に側溝がありますけれども、その水路を入れ替えまして、その中に流水を利用して、路上の雪とかを投入口から投入しまして排雪するといった工事であります。ただ、工事的には市街地でありますのとそれぞれの門口での工事ということで、かなり煩雑な工事であるというのは事実でございます。

【清水委員長】

先ほどと同じ話になるんですけども、入札の価格が落札した業者は94.47%、もう1者は98%という数字で入れているわけですよ。近年の動向からすると高めの落札率になっていて、応札者がものすごく少ないと、予定価格が低すぎるんじゃないのという見方が先ほどと同じようにあり得ると思うんですけど、そこはどうお考えですか。

【山口土木事務所】

この工事につきましては、一般的な土木工事でございますので、県の積算基準に基づきまし

て積算をして予定価格を設定しておりますので、この部分については計り知れないと。

【清水委員長】

要するに、よくある工事であり、いつものとおりのレベルの価格であるということですね。それで、なぜ2者に留まったかは分からないということですね。

【江川委員】

今の委員長の発言と関連があるんですけども、今回の県発注の工事の落札率で言うと、一番高いのが南会津地域で91.95%ということも関連するのかなと思うんですが、南会津地域だけ地理的要件とかでほかの業者が入りにくいとかいうことがあるのか、若しくは全体の傾向として落札率が最近高いんだという傾向があるのか、その辺はどうでしょうか。

【山口土木事務所】

地域的にはかなり離れておりまして、そういう部分は事実でございますが、そのほかの部分につきましては、通常の結果でしかないと思います。

【清水委員長】

南会津は建設業の就業比率は高いけれども、業者の数そのものは人口が少ないから少ないと。だから、なかなか50者の有資格者を確保するのが難しいと。だから、30者くらいでもいいよという扱いになっているので、応札者が少ないというのは一定程度当然なところがあると思います。ただ、農村部に行けば行くほど競争が激しい、業者が大変だという話は聞きますから、少し想定外な部分も私自身あります。

【岩淵委員】

これと似たような工事はこれまでやっていると思うんですけども、大体今までの傾向としては、応札者はこんなものかなというところはあったんですか。

【山口土木事務所】

過去は指名で9者で実施しておりました。

【岩淵委員】

一般でやったらこれだけ減ってきたということなんですか。

【山口土木事務所】

今回のこの件についてはそうでございます。

【清水委員長】

指名だとお付き合いで一応応札しますから、指名の場合の見かけの競争率というのは当てにならないです。

【岩淵委員】

もう1つ聞きたいんですけども、なぜこれを総合評価方式にしたのかという理由をお聞きしたいんですが。

【企画技術総括参事】

どれを選ぶというのは、実は試行でして、各事務所各エリアである程度均等にサンプルを当てたいということで、時期的にも試行できるのがこれだったというだけでございます。

【小川委員】

この一般競争入札に付す総合評価の条件というのは、格付でAとBと両方参加できることになっているんですけども、Aが全く参加してなくて、伊南建設工業にしても、馬場建設にしてもBなんです。それで、過去にこの種の工事を指名した時はBの業者は指名していなかったのかどうなのか。

【山口土木事務所】

工事にもよりますけれども、この種のものはAもBも施工箇所とかを考慮しまして発注しておりました。

【小川委員】

それから、総合評価方式に慣れていない業者さんが敬遠したのかなという気がするんですけども、総合評価の時に施工計画とか、より詳細な書類を出すということがあって、それが敬遠されたのかなという気がするんですけども、その辺はどうなんでしょうか。良い工事でもないのに出すものだけいっぱいあって大変だという業者の心理的なものもあるんじゃないんですか。

【清水委員長】

そこ気になるな。

【山口土木事務所】

今回試行ということもありまして、確かに初めてだということで、業者の中でも準備がそこまでいっていなかったという部分もあるのかなという感じは、個人的に思っております。

【清水委員長】

そうすると因果関係あるかもしれないということになりますよね。

総合評価方式というのはどの程度業者にとって事務的な負担が大きくなるのかというのは、1つの論点だとは思っているんです。

【山口土木事務所】

すみません。そこまでは確かに捉えておりません。

【清水委員長】

小川さん。結構、業者の方では煩わしいという話はあるんですか。

【小川委員】

やっぱり、どんな工事について、どんなところを注意して、このところはより良い技術でやるという計画書を出さなければならぬわけですよ。そういうなものを出してもらって、どれが良いかというものをそれぞれの方が評価するわけですから、その辺を作らなくちゃいけないという風に、工事の内容的に利幅というか、メリットがある工事だったら一生懸命やって作るけれども、あまりメリットのない工事にそこまで労力を使ってやるものはいかがなものかというのと、まだ慣れていないということと、いろんなものが想定されるかなと思うんですけれども。

【安齋委員】

業者の人の手間はそんなにかかるんですか。

【小川委員】

慣れればそうでもないんでしょうけれども、最初は大変だと思います。

【安齋委員】

むしろ県庁の人の負担の方が大きいよね。

あと、これは土木部の試行だから、総合評価でも先ほど説明のあった基準価格設定型でやったんですね。

【山口土木事務所】

はい。

【安齋委員】

その次、13ページですが、総合評価方式でやるとこういう風に意見を聴くわけですね。

【山口土木事務所】

はい。そうでございます。

【安齋委員】

表の意味がわからないんですけれども、実名があるから言いますけれども、例えば3番目の高橋迪夫先生は総合評価方式の適否については意見を言っていないんですよ。落札者決定基準についても意見を言っていないんだけど、落札者の決定の適否については記載があるというのがわからないんですよ。総合評価の方式の適否などについては何も言っていないのに、落札者決定基準については言っているんです。逆に芥川先生は総合評価方式の適否や落札者決定基準については適と言っているのに、落札者の決定については意見を言っていないんですが、なぜこういうことが起きるんですか。

【入札改革主幹】

総合評価方式におきまして、有識者の方々の意見をお伺いする場面というのは、会議方式ということで皆様にお集まりいただいて一括して意見をお伺いする場合と、個別の案件ごとに職場などにお伺いなどをして御意見をお伺いする場合がございます。

この5月14日に行いましたのが会議方式ということで、委員の方々が全部で6名いらっしゃいますが、そのうち5名の方が出席された。それで、落札者の決定について御意見を伺った7月4日の際には、こちらは日程調整をさせていただいて、調整のついた委員の方々のとこ

にお伺いしたのでこういう結果になったということでございます。

なお、簡易型でございますので、総合評価方式のやり方、落札者決定基準はすべて同じでございますから、一括して意見をお伺いしているということでございます。

【安齋委員】

そうすると7月4日は2人しか来なかったということですか。

【入札改革主幹】

おそらく来ていただいたというよりは、個別にお伺いしたんだと思います。最低2人の方の意見をお伺いしなければならないことになっておりますので。

【清水委員長】

空白の部分は不適だとか同意しないとかいう意味ではないということですね。

【安齋委員】

現場は南会津町のどこですか。

【山口土木事務所】

旧南郷村です。

【安齋委員】

旧南郷村のどの辺ですか。

【企画技術総括参事】

駒止トンネルを抜けたところです。

【安齋委員】

説明で煩雑とありましたが何が煩雑だったんですか。工事自体は難易度はないけど煩雑だと言っていましたけれども。

【山口土木事務所】

各家屋の出入り口のところに水路を設置しますので、生活している中での出入りとかの関係とか、あと、現道での工事で交通の切り回しだとか、あと、水路を切り替えますので、用水の切り回しだとか、そういう意味合いでの煩雑ということですよ。

【清水委員長】

ほかに質問はございませんか。

【松野委員】

せっかく一般競争入札に移行しても、想定内だったとはいえ、応札者が1者とか2者とか3者とかというのは、これは大変な事態だなということで、県御当局としては危機感を抱いていらっしゃると思うんですけども、先ほどの特殊な機械の設備工事の場合には、住友重機械さんしかいないので、11者に見積り提出を依頼したというアクションを起こしていらっしゃるわけですが、今回、この南会津町の工事についても、2者しか応札してくれなかったと。過去には7、8者応札してくれた、そんなに特殊な工事でもない、一般的な土木業者でもできるような工事であったにも関わらず2者しか応札してくれなかった。総合評価方式という試行であったにしても、やはり2者しかないのは非常に寂しいことだと。そういうことを考えますと、今回、地元の業者さんに県御当局の方から再度参加してくれというようなアクションは起こされなかったわけですか。

【清水委員長】

質問ですからどうでしょう。

【山口土木事務所】

公告しまして、指定日に郵便で送付ということでございますので、そこまでは確認できておりません。

【清水委員長】

締め切ってみないと何者応札するかは行政側も把握できませんので、出方が悪いからちょっと声を掛けるというのはできない仕組みになってます。

【松野委員】

この件だけではないんですけども、先ほどの小名浜港の11者に見積り提出依頼をしているというアクションを起こしていらっしゃるんですけども、結果的に見積りを出したのは住友重機しかなかったということなんで、この南会津の件についても、2者しか応札してくれな

いで、お宅らも社長お願いしますというアクションは起こしても良かったんじゃないかと思うんです。まして、総合評価方式という新たな方式で試行ということであれば、なおさら地元
の業者さんになお念押しして応札を督促するというか、そういうアクションがあって然るべき
だったんじゃないかと思うんですけれども。

【入札改革参事】

条件付一般競争入札の場合は、例えば山口土木の案件ですけれども、地域要件と格付要件で
先ほどの166者を前提としていて、そこで公告を見て応札してきたのが結果として2者だっ
たということなんです。少ないのは、先ほど、例えば総合評価に慣れてないとか、メリッ
トがないんじゃないかとか、いろいろありましたけれども、2者というのが競争性がないとい
うことではなくて、前提として166者があって、その競争の相手のうち結果として2者が出
てきたということでありまして。

【安齋委員】

去年からの繰り越しなので補足説明しますと、去年、地域要件なんかを作る時に、原則50
者で少なくとも参加業者を30者は確保しようということで作ったんです。それで一地域で
50者ないし30者確保できない時は隣接を入れて確保しよう。あの時委員長は10者くら
い来るだろうと言っていたけれども、私は来ませんよと申し上げたんですけれども、案の定結
局来なくなるんです。そうすると参加するのも自由、参加しないのも自由ですので、そうい
うことは逆にできないんです。逆に言えば、採算が悪いから喜んで来なくなったと、指名の時
は無理矢理指名されていますので、参加しないと後でしっぺ返しが来ますから怖くて嫌々参
加したんです。遠隔地でも手間暇掛けても参加してたんです。それが今後は自由になって、逆
に参加しないのも自由になったという大きな改革なんです。そこをお願いするというのが現
場の方ではできなくなったんです。だからこれは予測された結果なんです、それにしてもちょ
っと多いなというのが正直な気持ちですけれど。

【清水委員長】

多いというのは。

【安齋委員】

こんなに3者未満というのが次から次に出てくるんだなということです。

【江川委員】

今のケースだけではなくて、1者入札というのが結構あって、地域の建設業者が仲良く入
っていたりするんですけれども、応札しないという談合もあるんですかね。全く発想の転換な
んですけれども。

【清水委員長】

理論的にはあり得るけれども実際どうなんでしょうね。

【入札改革参事】

条件付一般競争入札は郵便入札でやっていますので、どの業者が入れたとかいうのはわかり
ません。

【清水委員長】

この問題については、じっくり議論していきたいと思っていますけれども、業界の側から入
ってくる声は、とにかく喉笛を掻き切るような競争で赤字覚悟で応札しているんだとおっし
ゃっているんですが、そういうケースもあるようですけれども、これまで見てきたように
応札者が少なくて落札率が高いというケースもあるわけです。ただ、応札者が少ないだけで
競争がどの程度あったかは判断できないところがありまして、場合によっては
応札ゼロというケースがあって、それはおそらくは予定価格が低すぎるという
ケースになるのかと思うんですけれども、1者2者という件について先ほどからやり取り
があるわけですから、予定価格が妥当なんですかという問題にもなってくるわけ
ですから、なかなか単純に判断できない。だから、適当な
応札者数という概念が成り立つのかというのはにわかには判断し
難いと思います。それから、従来指名競争入札で9者ないし10者指名して
いましたから応札していましたが、その中には最初から勝負をする
気がない業者が含まれていて、本気で応札してきた業者は少
なかったと思われるわけで、一般競争入札にしたら結果としてそれが表
に出てきただけかもしれないし、そこはいろいろな数字を分析して判断
しないと一概に言えないと思いますが、一般

競争入札を導入してまだ間もないわけですから、もう少し材料がほしいというのは感じております。

意見染みたことを申し上げましたが、質問どうでしょうか。

【安齋委員】

北川委員が選んだ理由として、雪関係ということでしたが、除雪のことでしたら今回の場合と違う話で、最近土木部の方で打ち出しましたけれども、待機手当さえ出せば解消する問題なんです。昨年福島で待機手当を出さないでやろうとしたからみんな逃げちゃったんです。しょうがなくて直営でやっていたんです。最初からある程度状況に併せて待機手当を出すようにすれば業者は受けるんです。工事のやり方を聞いてみたら直営もそうなんです、朝の4時まで見ているそうなんです。それで5cm積雪があると除雪開始ということで、夜中降るか降らないか4時まで起きて見ているそうなんです。それが大変だということで、福島みたいに雪が少ないところだと空振りのケースが多くてやってられないというのが本音だそうです。今年から待機手当を出すんです。あれでほとんど解消すると思います。

【清水委員長】

何かコメントありますか。

(特になし)

ないですか。じゃあ、今の件の質疑応答を終わります。4番目いわき建設事務所の案件について説明してください。

【いわき建設事務所】

(資料1により説明)

【清水委員長】

それでは質問をどうぞ。

【田崎委員】

今回は、落札率が最高95%から落札した方は77%ということで幅があったのがどうしてなのかなと思ったのと、それから無効になった方の理由というのはどこかに記載があるのでしょうか。

【入札改革主幹】

18ページにございます。

【清水委員長】

入札額の幅が非常に大きいということについてはどうでしょう。

【いわき建設事務所】

これは何とも言いようがございません。

【清水委員長】

それで終わりですか。

【いわき建設事務所】

先ほども御説明いたしましたが、この工事は型枠を借りまして、そこにコンクリートを詰めてブロックを造る。そしてできたブロックを海岸線に積み上げていくという単純な工種であることから、その辺で価格に差が出たのかもしれないですけれども、その辺は何とも言いようがございません。

【清水委員長】

大体の業者が90%で出している中で、少数の業者が70%台で入れるような、いわゆるダンピングかもしれないということが言えるわけです。例えば、特定の業者がしばしばそのような入札をするというようなことがあるのかどうかということは、やはり見ていかなければならない。70%で出している業者が1者ではなく数者ありますからそういうことではないのかも知れませんが、極端に低い価格で入れるというケースが特定の業者において発生しているというようなことがもしあれば、ちょっと注意した方が良いかなと思います。

【いわき建設事務所】

落札業者はこの工事に結構慣れている業者です。ですから、その辺で安かったのかなとは思っています。

【清水委員長】

同じ工事でも比較的安くできるということですか。

【いわき建設事務所】

慣れているということです。

【安齋委員】

これはテトラポットでしょ。

【いわき建設事務所】

はい。そうです。

【安齋委員】

みんな自分で造るんですか。

【いわき建設事務所】

今回Bランクの業者が入ってますけれども、造れないことはないです。

【安齋委員】

自分の会社又はグループでテトラポットを造れる業者とそうでない業者との差もあるんですよ。

【いわき建設事務所】

その辺はちょっとわかりません。

【松野委員】

無効になった要因、指定方法外郵便による提出のため、見積内訳書の工事名に誤りがあったためというのを具体的に教えてください。

【いわき建設事務所】

この2者ですけれども、ちょっと不慣れな部分があったのかなと思います。両方ともBランクです。ですからこのような機会が今まであまりなかったのかもしれない。それで通常ですと簡易書留か書留郵便ですが、それが通常の郵便で届いてしまったというものと、あと1つは工事名が特定できなかった。

【清水委員長】

ほかの工事を間違っ入れてたというわけではなくてですか。

【いわき建設事務所】

工事名が「海岸災害復旧工事（公共災害復旧費）」となっていますが、「海岸災害復旧工事」までしか記載されておりませんでしたので、正式な名称を記載していないということで無効になりました。

【安齋委員】

路線名とかそういうのを書くようになってるんですね。

【いわき建設事務所】

書くようになっております。

【清水委員長】

そっちの方はOKなんですね。路線名とか何だとか。

【いわき建設事務所】

路線名は記載していないので、工事名が正しくなかったということで。

【安齋委員】

「（公共災害復旧費）」まで書かないとダメだということなんですよ。

【いわき建設事務所】

そうです。

【清水委員長】

そうなんですか。お金の出所も書かなきゃいけないということですか。

【いわき建設事務所】

それは入札心得にも記載されておりますので、その辺は厳密に記載していただいております。

【清水委員長】

そのくらい良いのになと素人は思いますけれど、そういうわけにはいかないんですね。

【いわき建設事務所】

ほかの参加されている方たちは正式名称できちんと記載されてきておりますので、やはりその基準はきちんとさせていただいたということでもあります。

【清水委員長】

事後に指導したわけですね。

【いわき建設事務所】

指導しております。

【清水委員長】

無効でなければ落札の可能性があったということに関してはどうですか。

【いわき建設事務所】

最初から開けませんので。

【安齋委員】

開けないからわからないというわけですか。

【清水委員長】

端から開けない。普通郵便できたものは開封もしないということですね。

【小川委員】

落札した業者さんは落札率が70%台とほかの業者さんと開きがある中で、全く別の地域の業者さんが高くなるというのはわかるんですけども、同じいわきの業者さんがほとんど90%台で応札されているということで、いわきの業者さんは前にこのような工事を施工したことがあるのか、あまりやったことがないからこのくらいの数字になるのか、その辺はどうなんでしょうか。

【清水委員長】

経験的にどうですか。

【企画技術総括参事】

これと同じ内容の工事は、ほかの会社もやった実績はありますが、結果としてこの工事に関してはこの札を入れたということだと思います。

【安齋委員】

生コンはJISマークの付いているもの以外は使えないということですか。

【いわき建設事務所】

はい。生コンについてはJIS製品です。

【清水委員長】

ほかにありませんか。

この件は非常に入札参加者数が多かったというケースだったわけです。

それでは、質疑応答は終わりにしまして、最後に会津若松建設事務所の案件について説明をお願いします。

【会津若松建設事務所】

(資料1により説明)

【清水委員長】

応札者は少なくなかったが、11者が失格となったケースです。理論的には典型としてあり得るケースだと思います。価格競争が非常に激しいということが窺えるわけです。

どうでしょう。何か御質問ございませんか。

【委員】

最低制限価格はいくらだったんですか。

【清水委員長】

最低制限価格は言えないんです。

【入札改革参事】

非公表です。

【清水委員長】

大体見当はつきますけどね。

応札者が多かったということは特殊な工事ではなかったということですか。

【会津若松建設事務所】

特殊な工事とは認識しておりません。

【安齋委員】

だったら最低制限価格をもっと下げて競争性を高めても良かったんじゃないかなと。もっと安くやれたんでしょ。

【清水委員長】

そこのところは考えどころですよ。

【入札改革参事】

最低制限価格の設定につきましては、一定のルールに基づいて設定しております。

【清水委員長】

安ければ良いってもんじゃない。工事の質、ただこれは壊す工事だから、造る工事じゃないんで、出来上がったものの質を云々する必要はない性質のものではあるわけです。

【安齋委員】

平均すると80%くらいの計算になるんです。昔は一律80%になってましたから。

【清水委員長】

今は一律にはなっていないわけで、八掛けの数字とぴったり合っているところはないですね。質問は特にございませんか。見てのとおりという感じではあります。

【松野委員】

入札監視委員会の中から参加させてもらっているんですけど、こういうケースは初めてです。委員長初めてじゃないですか。こんなに入札者のうちに11者最低制限価格で失格になってしまったというのは。ですから、今、安齋先生がおっしゃったように最低制限の設定価格そのものが不適正ではなかったのかと言われてもしょうがない事案なんだと思うんです。ですから、その辺は、県御当局としても、やはりもう少し多数決の論理ではないですけど、16者のうち11者が無効になってしまうという一般競争入札の仕組みが、基本的におかしいということで考え直していただくしかないんじゃないかと思えますけれども。これはどこかで線引きしなくちゃならないから仕方ないんだと言われればそれまでなのでしょうけれども、それではせっかく一生懸命応札して、努力してコストを削減して、これでうちではできるということで踏み出した企業にとっては、あまりにもお涙頂戴ではないですけども、かわいそうな事案と断じざるを得ないと思うんですけども。

【清水委員長】

ちょっと議論の余地がありますね。

【小川委員】

橋の撤去工事なので、予定価格のどのくらいの金額が処分料という見積りだったんでしょうか。

【清水委員長】

処分料というのはどういう概念ですか。

【小川委員】

産業廃棄物の処分料です。

【清水委員長】

その質問の趣旨は何なんですか。

【小川委員】

処分料の金額によっては、工事代金が低く抑えられるとか、そういったことでかなり業者さんが安く入札金額を入れたんじゃないのかなということが想定されますので。

【清水委員長】

ちゃんと処分してもらわなきゃ困るんですけどね。

【小川委員】

そういうことではなくて、違法なことをやるのではないんですけども、ものによっては解体工事が安くできることがあるから業者さんは安く入れられたんじゃないかなと。単なる価格競争じゃなくて。そうすると、先ほど出たように最低制限価格が高かったんじゃないのかなと思ったんです。

【会津若松建設事務所】

ただいまの御意見の廃棄物の処理でございますが、近傍地で価格の安い処分場に持っていくということで算出しております。ですので、それ以上遠くても安いというところがあるのかも

うかということですが、それによって積算の価格が変わるということは考えにくいと思います。
それから、ただいまのコンクリートの処分料でございますが、処分料だけですと約1千万ちよっとになるかと思えます。

【清水委員長】

ほかに質問はございませんか。

【安齋委員】

一番低い札と一番高い札でわずか500万円ないんです。ほとんど近似値なんですよ。だから、最低制限の設定価格が違うんじゃないのと言ったんです。逆に言えば、もっと慎重に、慎重にと言ったら悪いけれど、もっと下げてやれば500万円くらい節約できたんです。

【清水委員長】

これは最低制限価格を探り合って、つまり最低制限価格ギリギリのところをみんな狙ったと思うんです。ちょっと外れて入れちゃったところはズラズラと失格になっちゃった。

【岩淵委員】

設定価格が間違っただろうかということ、まあ、これは壊す工事なのでわかりませんけれども、ただ、低くなっているということは何らかの形の手抜きやダンピングが行われる可能性があるんで、安かったから良いというのは完全には言えないと思うんで、ここはやっぱり設定価格が間違っただろうかというのは精査する必要があるかもしれないけれども、かといってこれが間違っていたかという私としてはわからないなという気がしてます。

【安齋委員】

難易度がない工事ですから。

【清水委員長】

最低制限価格の在り方については、これから審議の対象にすることになっておりますので、しっかり議論したいと思っております。一言だけ申し上げれば、最低制限価格というのはやってみて、もっと下げられそうだから下げたらどうかという議論をやるのが妥当なのかどうか、ちょっと疑問もありまして、前に下請業者の方がヒアリングで、元請に向けて無茶な赤字受注は止めてくれと訴えていましたよね。だから、行政側としてもそういうことに配慮しなければならぬと私は思います。ですから、こんなに低い入札はダメなんだということも行政側の意思表示としてあつてしかるべきなのかもしれない。そこはちょっと議論しましょう。

質問はもうよろしいですか。それでは一応5件ざっと質疑応答をやりました。それでどうでしょうか、今まで御意見も出ておりますけれども、特にこの5件について、こういう指摘を委員会として出した方が良いというようなことがありましたら、おっしゃっていただきたいと思えます。

【北川委員】

先ほどから出ている南会津の工事もそうなんですけれども、そういったことも含めて地域別、工事別ということで、一回入札参加者数の割合というものを整理して示していただきたいなと思います。それから、工事の難易度ですよ。最初の荷役機械の工事だと、難易度の高い工事ではないと言ったけれども、堤防の幅が3mの範囲でということで難しさがあつたんだろうと思われま。その辺の難しい工事、特に最初の小名浜港の工事ですが、港を抱えてる県ですからこれからどんどん出てくる工事なんだろうと思うんですけれども、この先福島県内の業者でできない状況が続くのか、それに対して県はどう考えているのか、それから難しい工事に対して、できる業者を育てる、その辺のことについて考えているのかどうかというのをちょっとお伺いしたいんですけれども。

【清水委員長】

最初におっしゃったのは、例えば南会津を例に挙げて、応札者の割合がどのように推移しているのか。

【北川委員】

そうですね。地域別とか、工事別だとかに分けて整理してもらえないかということです。

【清水委員長】

今回、参加者数が多いケースと少ないケースとやったわけですが、全体の状況を地域別に見たらどうなんだということですね。

【北川委員】

はい。

【清水委員長】

2つ注文なり御意見があったわけですが、何か当局の方からコメントはありますか。

難しい工事を県外の業者に任せるとのことだけで良いのかという指摘だったと思います。

【入札改革参事】

4月から9月までの上半期をまとめて分析しまして、その結果を12月の監視委員会の頃に御説明したいと考えております。

【清水委員長】

指名の時と一般競争入札になった後で、応札する業者の顔ぶれがどのように変わったのかということを知りたいですね。やっぱり同じような業者が応札しているんだということになるのか、相当外から参入があって、地元の業者が排除されるということが本当に起こっているのかどうか、そこのところはわかるように是非データを分析していきたいと思っているんです。2つ目の件はどうですか。県内業者を育成するなり、何か難しい工事でもできるように考えられないのかという御意見でしたけれど。

鋭意努力しますということしかありませんか。何か特に考えているということはないですか。

【企画技術総括参事】

考えているというか、当然に福島県内の人たちが自分たちでできることはやろうと、努力すれば県内の業者もできるという工種があれば、当然に県の方に技術移転をしようということは、従来はそういう方法をとってました。ですから、そういう方法はこれからまた考えられるのであればですが、今の入札制度の中では、それらが逆の振れ方をしている方が大きいので、我々が現在の制度の中でできるかと言えば厳しい。

【清水委員長】

逆のおっしゃると。

【企画技術総括参事】

今、例えば、技術を一生懸命努力しながら技術者を抱えながらやっている会社が、公共事業に依っていくということになれば、会社の経費も日々掛かるわけです。今、やられている姿の中では、例えばAとかBとかいうランクだけで総合点だけで評価をしていくと、総合点は免許証と同じで、取ったばかりの人でもAはAなんです。ベテランもAなんです。それらについて差を付ける指標が入らなければ、そういう努力をしている人たちはなかなか大変な状況で喘いでいるというのが現実的にある。それから、JV制度なんかもそうですが、従来は福島県のJV制度というのは、外にあって県内にない技術を移転させようという努力をするために方向をもってやってました。ですから、今回は単体とJVは混合でというのは非常にわかりやすいんですが、例えば、技術移転をするということであれば、県内の業者でできるようになった人は単体で参加してもいいけれども、県外の人があるならば、県内への技術移転をするという意味では、県内の人と組んでくださいよという条件を付ければ、技術移転の方法はある程度しっかり示せるのかなと。ただ、現実には今やっている方法は付いておりませんので、県外の人には単体でも入れますし、方向性が自由ですから、いわゆる県外の大手のゼネコンは自由に単体でとっていきける。その時には、県内の業者とは組みませんから、技術移転はそこから発生しないというような姿はあろうかと思えます。

【清水委員長】

単体でも良いということにした結果として、そういういわばマイナスがあるという御指摘ね。

【企画技術総括参事】

はい。

【清水委員長】

そうですか。

【安齋委員】

今の発言ですけれども、免許証と同じで新米もベテランも同じだと、そんなに言い切っていないんですか。点数というのはそういうものじゃないんですか。客観点と主観点で決めて一定の点数、800点なり900点なりあるいは1200点と決めちゃうわけでしょ。決めた上で、

あなたは新米だからこちらはベテランだからプラスマイナスしようという発想はできないんじゃないの。点数を決めた以上はそれに従うしかないんじゃないんですか。

【企画技術総括参事】

発想ということではなくて、経営事項審査の点数自体はそういう危険性を持っている。持っているから別のものを併用してそれを補完するというのを今までやってきたわけです。ですから、今はそうではなくて、そういう裁量ベースで判断するものをどんどん抜いてますから、現実的には生の点数で見ていく。皆さんが一覧表をみればわかりますが、例えば、工事点数が付いているという業者の人は、公共事業をやった経験があれば工事点数は付きます。実際仕事をやったからその業者は何点だったという評価が現実的にあるわけです。ですから、Aの業者を見ると大体そうなっていますから、それぞれの管内をみてわかるとおり、工事点数は全く付いていないでBの頭に入っている業者はかなりいます。ですからそれは今言ったように経営事項審査だけではそういう姿は出てくる。国の方でも経営事項審査を直しながらやっていますが、ある点数で全体を把握しようとした時は、やはりそういう弊害がついて回ることは否めない。それをいろいろな方法で直しながらやっているわけですが、それらは、点数だけ見た時には、現実的には建設業の許可というもので、名称は許可ということになりますが、要件が整ったものは拒否できませんので、現実的に許可がなされる。そして経営事項審査を申請されれば点数は付いてくるということになります。例えば、簡単な話で言いますと、経営事項審査の中には、借金しながら会社を営んでいるかという評価項目が入っています。そうすると、例えば、例えが良いかどうかは別にしまして、わかりやすく言うと、お父さんが社長で、奥さんが専務で、息子さんが主任技術者とか資格を持って代理人をやるといって会社であれば、借金をしてまで会社を運営してませんからマイナス要素が非常に少ないんです。けども、現実的に公共事業をやるためには、我々公共事業は建設業法の中でも特別にいろんな規定で縛ってますので、ある技術者なんかを通常しっかり雇用していなければならない。そうでないとダメだという要件を与えていますから、そうするとそういう人を抱えておくためには、仕事がないときに給料払っているだとか、勉強させるとか、それからある程度の機動性を持つために機械を持つだとか、そういうものがあるわけです。そうすると、それらの運営・経営だとかはどうするのかということ、お金を借りて運営するようになります。ですから、それ自体は良いとか悪いとかは言えませんが、外形上は借金しているということで、マイナス要因で点数が下がるということが現実的にあります。ですから、それらを全体的に見ると、必ずしも経営事項審査の点数だけで技量があるかないかというのは、ちょっと危険があるのかなと思います。

【清水委員長】

そういうことがあるんじゃないんですか。

【安齋委員】

今の経審の問題があるのは十分承知しています。今の経審は決算を重視していますので、赤字だとか累積赤字のあるところはほとんど全滅です。経審の点数がぐっと下がります。そういうところって案外技術を持っているんですよ。過去のいろいろな蓄積がありますから。それをどう救うか、だから、主観でプラスすべきではないかというのをこの前委員会です。あともう一つ言ったのは、過去にペナルティーをやったところは、2年過ぎれば良いとか1年過ぎれば良いとかいってそれで復活しちゃうんです。例えば極端なことを言うと、大きな事故があっても一定の期間が過ぎちゃうとクリアされちゃうんです。それが我々納得いかないんです。もう少し長いペナルティーを掛けてもいいんじゃないかだとか、主観で何とか工夫できないかということで去年の制度改革の時は申し上げたんです。この辺も含めれば、多少は訂正できるのかなという気がします。

【清水委員長】

ほかに何か御意見ございますか。

【松野委員】

資料1の2ページを御覧いただきたいのですが、入札参加者数の少ない工事、ずっといきますと21番土木部さんの工事、先ほど審議させていただきました工事がございます。総合評価でございます。それでその第2順位、2者しか応札しなかったんですが、第2順位のところが落札している工事がその2つ下23番にございます。23番の工事もやはり入札参加者数が

2者しかなかった。この相手の入札参加した会社なんていうのは教えていただけるのでしょうか。

【清水委員長】

23番の馬場建設の時の対抗馬はどこだったということですか。

【松野委員】

はい。そうです。

【入札改革主幹】

今、資料が手元にございせんが、部屋に戻って調べてくることができますので、後ほど御報告させていただきたいと思います。

【松野委員】

よろしく願いいたします。

【清水委員長】

後ほどということで、この後休憩を入れますから、その後で間にあえば。

ほかにはございせんか。

今回はまだ本格的に始まる前の段階的な実施段階の案件ですけれども、大きく変わったところもあるようでありまして、特に応札者の動向が大変興味深いものがあって、非常に減ったケースと増えたケースと両方について検討したわけです。今後、考えていかなくてもいけない点がいくつかあったと思います。11者失格になったというケースにおける最低制限価格の妥当性の問題などがあったと思いますし、極度に応札者が少なくなった事情についても、憶測の域を出ないわけでありまして、もう少し結果的な判断材料が必要だと思っていますので、今後の検討課題にしたいと思います。

【入札改革主幹】

先ほどの松野委員会から御質問のありました、馬場建設が落札した工事のもう一方の参加者ということでございせんが、もう1者は同じく南会津支部の株式会社星組という会社でございまして、先ほどお話のありました伊南建設工業という会社ではない別の会社でございまして。

【清水委員長】

よろしいですね。

ということで、以上で抽出案件に関する審議はいいですか、このくらいで。

【安齋委員】

ちょっと総括してお聞きしますけれども、新しい制度改革で事後審査入れたんですが、事後審査入れてみてどうですか。そんなに手間掛かんかったでしょ。最初、手間が掛かるかもしれないから、我々事後審査方式というのを提案して、どんなにあったって5者くらい審査すれば終わるはずだと言っていたんですが。

【入札改革参事】

事後審査になりまして、3者まで確認するようにしております。

【安齋委員】

1者しか書いていないところが多いんだけど。

【清水委員長】

1者しかチェックしていないデータになっていますね。

【入札改革参事】

形式審査は3者までやりますが、実質的なところは1者です。もし、第1順位のところが失格になれば、次に第2順位のところを審査します。

【安齋委員】

かなり少なく済んでいるみたいですね。

【入札改革参事】

ですから、事前審査に比べればその点は省力化になっていると考えております。

【清水委員長】

よろしいですか。

総合評価に関しましては、もう少しケースが増えてきた段階でいろんな項目、先ほど16項目でチェックしたということなんですから、中身も見たいと思いますし、総合評価によ

って逆転するケースが出てくればそういうものも見たいなと思っております。

それでは、抽出案件の審議を終わりにして、ここで若干の休憩をとります。5分程度休憩をさせていただきます。

《休 憩》

【清水委員長】

会議を再開します。

では、報告事項のウ「くじ引き方法の変更について」を説明してください。

【入札改革参事】

(資料4により説明)

【清水委員長】

どうですか。おわかりになりましたか。

【安齋委員】

くじの数をいつ計算するんですか。

【入札改革参事】

くじの数は入札書に書いてありまして、同額になった時に初めてこういう作業が出てくるといことです。

【清水委員長】

文字どおりくじを引くと跡が残らないから、あみだくじだとやった跡が残るんであみだくじをやっていたんだけど、これからは電子入札ということになると業者のいないところでくじ引きを行うことになれば、一定の機械的なしかも任意に平等に決まるようにしたいということで、業者が勝手に記入したくじの数をベースにして計算すると、必ず順位が付くということなんです。

立会人はどうなるんですか。

【入札改革参事】

立会人がこれを確認するということになります。

【清水委員長】

まあ、こういう風にやりますという報告です。

【入札改革参事】

そうです。

【清水委員長】

いいですか。

ちょっとはつきりしない人はあとでゆっくり確認してみてください。

次は、「同種類似工事等の実績要件について」ということになってます。これは、資料ありませんね。では、口頭で説明してください。

【企画技術総括参事】

それでは、私の方からお答えいたしたいと思えます。

企業の同種類似工事の経験についてということで、これは第3回委員会の審議の時にペンディングになっているので、回答が必要だということですが。

【清水委員長】

元請じゃないといけないという件ですね。

【企画技術総括参事】

元請じゃなくても下請でもいいんじゃないかという疑問だったと思います。この場合の工事の内容であります。橋梁の下部工、橋台を2つ造るというものなんです。それが地盤の関係で支持力が足りないんで、杭基礎が必要になるということだったんですが、喜多方管内の場所自体は宮古のそばという飯豊山の麓のそばで有名な旧山都町の宮古というところなんです。そこから喜多方へ向かう国道の途中なんです。

【清水委員長】

あのすごい道。

【企画技術総括参事】

あの溪谷の中を川と道路が縫うように走っている場所です。土日は観光客が多いです

し、ある意味では生活するには喜多方からの唯一の一本道であるという風に、今、委員長言われたように厳しい場所であり、工事であります。それとあと、現実的にここで付けられた条件は場所打杭という既成杭ではなくて、土砂とか岩盤の所に杭を打つことはできないので、ボーリングマシンみたいなもので穴を掘りまして、その穴の中にコンクリートの杭を造るというような特殊な内容であります。この場合は、現実的には下請業者というのは何をやるかということになりますが、下請というのは大きく考えますと、例えば、橋を造る、下部工を造る、土台を造るというまったく同じような仕事ができる業者が下請をするというケースと、それからこの場合は杭という特殊性を持ってますので、杭を施工するという業者、それを使って橋の基礎として大丈夫なのか、その地盤のところでしっかりした支持力のある杭を掘ったのかというようなことを総合的に判断するゼネコンの能力が必要だということでありまして、例えばこの場合に下請をした人がOKだということにすれば、例えて言いますと、この県庁みたいな建物を造る時に、地盤が悪いから基礎が必要だということになると、基礎をやる施工業者、基礎専門業者が下請に入ります。これは、県庁を建てる時に基礎で関わったのは関わったんですが、その業者に建築を任せるといようなものをやらせるわけには当たり前にはいかないんです。特殊な専門業者、この場合は杭を造るという特殊な装置を持っている特殊な人たちが下請に専門業者がなります。そういうことで、先ほど言った宮古に向かうあの場所で、交通だとかそれから山の状況、土質の状況、川の出水の状況を踏まえながら、あそこで通行止めをしないで安全に確実なものを造るという意味では、我々としては専門業者を使って実際にそういうものを施工した能力のある人にやらせるべきであろうということによって条件を付けたという内容であります。

【安齋委員】

問題の業者は下請はやってなかったということですか。自分ではできると思って手を挙げたんだよね。でも外されたんでしょ。第3回目の委員会の時の業者は。

【企画技術総括参事】

あの時に1者エントリーしましたけれども、あの業者は場所打ち杭という杭の施工実績はありませんでした。

【安齋委員】

そうすると条件から外れるわけですね。

【企画技術総括参事】

そのとおりです。いわゆる場所打ち杭を使った橋台を造る経験のある人という条件を付けてますので。

【安齋委員】

類似の杭打ちの経験はあるみたいでしたけれど、勘違いしたのかなあ。

【企画技術総括参事】

場所打ち杭と既成杭というのを自分のやったものもそれに該当するんじゃないかと思ったようです。そういう問い合わせはありました。

【安齋委員】

説明して納得したのですね。

【企画技術総括参事】

しました。

【清水委員長】

下請であろうと元請であろうと、その道路の杭基礎の工事をやった経験があるのかどうかというのは確認しようと思えばできますよね。

【企画技術総括参事】

はい。

【清水委員長】

ですから、元請という条件を付けなくてもいいのではないかというのが論点だったと思うんです。

【企画技術総括参事】

お答えいたします。今、建設業法だとか適正化法だとかができておわかりのとおり、公共事

業においては元と下の関係というのは厳格に運用されていて、全体の管理までも任せて下請に出したとすれば、一括下請なんです、その部分であろうと。ですからそういうような姿の施工形態は専門業者を使う段階ではあり得ないです。ですから先ほど言ったように現実的に県庁の建物、建築という県庁の建物を建てる時に杭だとかサッシだとかを外注することになりますけれども、サッシ業者さんが県庁を造る下請になったから、建築する時の建物の経験としていいかという話になってしまうと、それは違うと。ですから、あくまでも今回の場合は元請として現場打ちの杭を施工する専門業者を使いながらも、そういうしっかりした工事ができた実績がある人にこの工事はやらせる必要があるなという判断であります。

【安齋委員】

あの時間題にしたのは、一般論として言うと、そういう条件ばかり付けちゃうと下請業者というのは永久に元請になれないんです。そこを問題にしてたんです。何かそれを救う手はないかと。それで皆さんの方から聞くと、他県で実績があればいいんですと言うんですけども、他県でも同じ条件付けてますから、新規参入絶対不可能なんだよね。それだと既存の業者だけ守られてしまうからおかしいじゃないのと、参入障壁があまりにも高すぎておかしいじゃないのと私はそこを言っているんです。何か下請の経験があればクリアできるとか何かそういう条件ないんですか。それで参入障壁を低くできませんかというのをこの前から何回か聞いているんです。

【企画技術総括参事】

そのことについてお答えしたいと思います。

そういう考え方、まさにそのとおりだと思います。新しく入る人たちの門戸を閉じる必要はないんだと思います。ですから、我々それぞれの工事現場状況を考えながらやっていきますので、特別な配慮をしなくてもいいところで、例えば条件が非常に緩いところでそういう工種をやるということであれば、今言われたように既成杭でもいいからやった人でもいいなという場面もあります。

【清水委員長】

だから、なるべく元請でという条件は付けないで済むのであれば付けないと。どうしても付けなきゃいけない事情がある時は付けるという原則で運用するという事に結局なるんじゃないですか。

【企画技術総括参事】

今言われたような基本的な考え方は、我々もそのとおりだと思います。ただし、条件付一般競争入札ということで、先ほど経営事項審査の話でもちょっと説明しましたけれど、同じような杭を打つ仕事にしても、例えば新幹線のすぐ脇で打つような杭の施工だとか、田んぼの真ん中であんまり影響のない部分の工事であるとか、いろんな条件が現場によって状況が違います。ですから、工事が難しい難しくないというのもありますし、そこにおける安全に対する配慮が特に必要だということもありますし、そういうことを考えていかなきゃならない時に、一般競争入札ということであれば、俺はやったことあるよ、近くでやったことあるよというのは、どの状況の中でやったかは、我々全くフィルターをかけようがないんです。ですから今の入札制度の中で、我々が県民の安全安心とか、山都のあの道はやっぱり通行止めにはできないなと考えた時にはこうせざるを得ないと思います。

【清水委員長】

一般競争入札にしたことによって、逆に一面で規制をせざるを得ない事情があるということですね。

【企画技術総括参事】

そのとおりです。ですから、建設業法自体も、それから適正化法自体も、そこで一般の民間の工事と公共事業を二つに分けているのはその意味だと思います。税金を使って公共物をつくる、それから一般の国民の安全なんかを考えてやらなきゃならないところと、例えば民間の単独の敷地の中で建物を建てることなんかと考え方が違うということで規定が整備されている。そうすると一般競争入札という中で、それらを何らかの方法で加味する方法がないと、現実的には大きな賭けをやるような姿になりますので、それは我々としてはできにくいと。それをやるとすれば、そういうところではまた別のものを併用するとか、何かを併用しないと、確実な

ものを安心して良いものを買うということはあるかなと思います。

【清水委員長】

なるほど。そういう性格の問題ですね。わかりました。

とりあえず報告ですので承ったことで、終わりにしましょう。

次に、積算単価についてという説明事項があります。これも資料がありません。口頭でお願いします。

【企画技術総括参事】

はい。我々の設計単価が安いのではないかとすることに反対してお答えしたいと思います。当初、これは第4回の委員会の議論だと聞いてますが、その時にも安齋委員の方から、統計的にやってるんだからそんなに乖離するわけではないはずだということでございますが、やはり結論から言いますとそのとおりになっております。たとえば労務単価という単価をどうやって決めてるかというのは、公共事業の多くを占めて発注する機関というのは、農林水産省と国土交通省、それから、そこから補助金をもらってやってる我々地方自治体、それから、今は国の機関ではありませんが、公共性のある例えば高速道路株式会社なんかやってる工事とか、それからJR東日本とか西日本とか、そういうところでやってる工事に実際に従事している労務者の賃金、これは労働基準法の中で賃金台帳というようなものを付けることを義務付けられてます。それで、前年度10月に実際に、先ほど言った農林水産省と国土交通省が発注した、それからそれに関わってる自治体が発注した現場で支払われた賃金を実態調査します。それで、それに基づいてそれぞれの県ごとの単価が決められます。

ただし、10月という時点と、じゃあ次の年使われるまでにだいぶ時間掛かりますねということは、これは色々なデフレーターを使いながら時点修正も行ってやっていきます。そういう姿になってます。それから、非常に一般的に疑問になるのは、例えばわかりやすい例で言いますと、普通の作業員ではなくて、ガードマンみたいな交通誘導員という労働者がいますが、あの場合はちょっと契約の形態が違いまして、建設会社が直接に労務者を雇ってやる形態ではなくて、ガードマン会社と建設会社が契約をして支払う形態が多いです。そうすると、ここで労務費調査でやってる労働単価というのは実際に働いてる労務者に払われる賃金を表示してますので、ガードマン会社と建設会社が契約している中には、その賃金に管理経費が加わった姿になってます。それは一般管理費であり現場管理費という形態でかかっています。ただし、積算する時のものは、純粋に労務賃金で支払われる部分だけを抜き出してやって、一般管理費、現場管理費は経費の中で別に積算してますので、これは全く同レベルで比べると違うんじゃないかなというのはよく言われる要因ではありますが、現実的にはそういう仕組みもありますが、実態に即した姿でやっております。

それから、もう一つ大きく単価があるのは、資材の単価ということになりますが、資材単価についても同様の調査をしておりますが、これらについては現実的には年の途中でも大きく変わることがあります。実は毎月実態調査をしてます。それで、御承知のとおり石油、油の値段だとか、鉄筋なんかの鉄ものの値段が非常に上がってますが、それらについても今年も必要なのは改定をしていますが、あくまでも、賃金にしても資材単価にしても、いわゆる実勢単価、実際に市場で払われてる、取引されてる価格をとらえて払うべきだろうということ。それから、これは昔から業界団体なんかからも要望があって実勢単価を払ってくれという要望があって、実はこのようにした経緯もあります。大昔は東北一本の労務単価という時代もありました。それに対しては、これは特に福島県の建設会社の声が非常に大きかったんですが、青森、秋田と我々関東に近いところと同じなのは納得できないよな、ということがありまして、これは国に働きかけをしまして、結果的に今の姿に日本全国がその働きかけを受けて、県レベルになりました。結果としては、県の結果は今言われているように、例えば物、人の種類によっては青森、秋田方が高かったり、福島県が高いものもあります。それが実態であります。以上です。

【清水委員長】

さっきの交通誘導員のことについてちょっとお尋ねしますけれども、要するに現場で実際に交通誘導員が受け取っている賃金を調査の対象にしていると。しかし実際にはガードマン会社との契約で建設会社の方がそこに管理費を上積みした部分で契約をせざるを得ないと。そのことで建設会社が被る部分が出てくるということがありますよとおっしゃったわけですね。

【企画技術総括参事】

そうでなくて、その分も、経費として計算して別に払ってますということです。

労務単価は労務者に払うための単価であって、会社の経費は別に積算してるという意味です。

【清水委員長】

そうですか。

【企画技術総括参事】

はい。ですからそこを一緒に捉えられたんでは違うと。

【清水委員長】

要するに、それはガードマン会社と契約することを前提にして組み立ててありますよということですね。

【企画技術総括参事】

実態はすべて調査がなされ反映されますのですべて入ってます。ただし、建設会社が言う誘導員の単価というのは、その現場管理費などガードマン会社の経費も上乗せになって契約する単価を言ってるんです。ですから、それは当然にその分は経費の中で払ってます。

【清水委員長】

そのところでは批判する側が間違ってるってことですね。

【企画技術総括参事】

勘違いしてる部分だと。

【清水委員長】

そういうことなんですか。

【企画技術総括参事】

そして、申し伝えますと、全く日本中同じようなやり方で、調査自体は国と自治体とそれから政令指定都市とみんなが一緒になって調査をして、みんな使ってるということでもあります。

【清水委員長】

この間青森に行った時に、建設業者の側から言われたのは、価格の変動が考慮されていない。これについては、そんなことないとおっしゃったわけですけど、もう一つ季節性といいますか、日の短い冬場、雪が降った時どうだとか、そういうようなことが考慮されていないという批判が出ていたんですけども、そこはどうなんですか。

【企画技術総括参事】

はい。そういうことについてお答えいたします。あくまでも労務単価で公表している単価については、所定の労働時間が8時間という、昼間8時間働いた時のお金だという前提でしっかりと書いてます。そのほかに割り増し賃金が必要なものは当然労働基準法で定められてますから、それらはそのとおりに補正されていくという状態であります。

例えば一番わかりやすい例で言いますと、トンネル工事というのは24時間やっていきます。3交代でだいたいやっていきます。そういう積算体系で割り増しも当然に変わってくるということになります。それぞれの現場条件に合わせてやるようになってます。

【清水委員長】

冬やる場合と夏やる場合とでコストが違うでしょうということについてはどうなんですか。

【企画技術総括参事】

コストというのはどの部分を言っているのかということですが。

【清水委員長】

要するに、日が短い時にやる時には照明を使わなきゃいけないとか、余計な経費が掛かると言うんですよ。

【企画技術総括参事】

それについても、冬期補正と言うのがあります。

【清水委員長】

あるわけですね。

【企画技術総括参事】

今言われるような、当たり前に必要なものはみんなみていこうという姿に積算体系がなってますので、それらはそういう風になってます。

【清水委員長】

そうすると行政サイドから言うと、積算単価がおかしいというのは、業界の訴えがおかしい、正当性を持ってないわけですよ。

【企画技術総括参事】

これ、私の私見を言っていいですか。

【清水委員長】

いいですよ、どうぞ。

【企画技術総括参事】

私、建設業界の人たちが悲痛になって色んなこと言ってるのをずっと聞いてますが、単価が安いとか、予定価格が安いとかということをおもうとしてるのではなくて、我々が価格競争をせざるを得ないところを歯止めなくやらせておきながら、お前たちの積算してる単価は何なんだ、予定価格の意味は何なんだということを確認の意味で彼らは言うしかないんで、その部分を盛んに言ってくるということだと思っんです。

ですから、そのことをわかってるのかと。そうであれば、我々が今現実的に、たとえば7割とか6割とか言われる、彼らは実際やってるわけですが、けども先ほど言った、誰が入るかわからないという状況の中では、互いに価格競争せざるを得ない。そうすると、単価の意味やなんかをしっかりと確認したいという意味で、この辺を言ってるんだと私は理解しております。

【清水委員長】

積算単価が妥当である、ちゃんと計算してるということと、実際に落札する金額が8割だったりそれを切ったりする。これは別問題だということですね。

【企画技術総括参事】

はい、結果としてはそういう、いわゆる競争性に引きずり込まれてるというか、現実的に彼らはやってるわけですから、私は必ずしもそう思うとは言いませんが、結果としてそうせざるを得ない状況の中で、単価の考え方とか色んなところを再確認しながら、何とか、それを止められるような方法はしっかりと考えられるのかということだと思いますけど。

【清水委員長】

議論を始めると色々あるんですけども、どうですか、皆さん。

積算単価はきちんと実勢価格で割り出していますよ、ということですね。

【安齋委員】

今、総括参事が実勢価格という、非常に響きのいい言葉を使ったんですけども、実勢価格っていくつもあるってことをご存じですよ。同じ資材でも、たとえば会社の違いによって種類が違いますからね。その辺をどう捉えてるのか。わかった上で言ってるんですね。

【企画技術総括参事】

私どもの言われた部分は、今言われたそのとおりでありまして、私どもの資材単価というのはどういう調査をしてどう決めているのかというのは、いわゆる再頻度価格、極端に安いもの、極端に高いものではなくて、みんなが当たり前取引をしているというものをなるべく、ただし今、色んなこと起きてますので、私も委員の言われるとおりそれがぴったりかどうかというのはわかりませんが、そういうような考え方をしていると。

それから、労務単価についても、これはあくまでも標準でして、私どもでは、会社によって善し悪しの差がある会社とか、色んな年取った人を抱えてるとか色んな状況の中でそれぞれバラバラに同じ職種の間を弾くわけにいかないんで、みんなの中で標準的なものを弾いてということになってますので、ここにぴったり当てはまるかというのは、それは異論があるかと思います。

【安齋委員】

そちらの方が安くなってるんでしょうね。

【清水委員長】

ああ、なるほどね。それはそうでしょうね。

じゃあ、災害発生時の対応についてお願いします。

【企画技術総括参事】

はい。今の災害発生時のパトロールとか、色んな緊急出動なんかが無料で、いわゆるボラン

ティア的に、お金を支払われない中でやっているのではないかという質問だったと思うんです。これについては、当然にそういうことはおかしいので、今我々はどうやっているのかというと、そういうことのために、災害という緊急のことを考えて、道路の路線とか河川を決めて、エリアを決めて契約をしています。通常の工事みたいに、工事を前提としてこれをこうしろというのではなくて、起きるかもしれない、その時にやってもらう、だけこんな工事だとかパトロールだとか色んなものがあるというようなことを想定しながら、半年ずつ入札をしながら契約をしております。たとえば、9月の台風の時にもそれらを使って指示をして道路パトロールとか河川のパトロール、それから道路の上に土砂が被ったものを早急に片付けなきゃならない、というようなものも、指示をしてお金を支払って対応しています。そして、これはあくまでも、あらかじめお互いになんぼ掛かるんだということを入札の行為の中で決めて、それで契約をやっていくというのが実態であります。

このことについては、業界の中から災害になった時にこんな風にいっぱい出たよ、というのを、彼らは情報出しています。それについては私の方でも確認していますが、そういう大変な時に我々はこのぐらいの人数だとか機械だとかいっぱい出てるんだということをしっかりアピールしてるんだということでありまして、県に金を払ってもらってないということではないんだということでありまして、これは私どもの方ではしっかりやらせていただいています。ただし、町、村の話とか、それから、地域的に水防団なんかは何かを要請したというのは、我々とするとは直接関知できない部分もありますのでそこまでは言い切れませんが、私どもが現実的に県道であり県の管理河川である、というようなものをやっていることについては、指示をしてお金を払いながらやっております。以上です。

【清水委員長】

結果的にどれだけ払うことになるかわからない状況の中で、半年に1回入札で契約者を決めると。これはどうやってるんですか。

【企画技術総括参事】

どうやってと言いますと。

【清水委員長】

入札というのは、何を入札にかけてるんですか。

【企画技術総括参事】

これはお互いに勉強してまして、過去の実際の出動実績なんかを統計をとりながら、だいたい1年、半期だとこのぐらいになりそうだよと、ある程度想定がないとお互い金を弾けないものですから、そういうものを描きながら契約しております。契約自体は総価で一旦そのままですることができるかということですが、工種ごとに単価を入れてもらってまして、その単価を決めて、その単価で支払うという行為をやってます。

【清水委員長】

そうしたら、単価を入札にかけるんですか。

【企画技術総括参事】

そのとおりです。

【清水委員長】

そうですね。そうでないと想定外に多かたり少なかたりしますからね。

【企画技術総括参事】

そのとおりです。そして、実績で全部払ってます。

【清水委員長】

わかりました。単価を入札にかけると。

【企画技術総括参事】

いわゆる単価契約という方式です。

【清水委員長】

単価契約ね。

【松野委員】

そうすると、県道とか県が管理する河川については、すべてパーフェクトに入札契約していると理解してよろしいですか。

【企画技術総括参事】

はい、パーフェクトという意味があれですが、起きる前に季節を決めて、期間を決めて契約をしているということです。その中で、起きた時に相手に指示を出して、そこに行ってやってもらうという行為をやっています。

【松野委員】

例えば危険箇所ってありますよね。そういったところをポイントポイントで契約するというのではなくて、全面的に、線で契約されてるということなんですか。それとも点で契約されているんですか。

【企画技術総括参事】

点では置いとけないので、河川だったら何々河川のここからここまでの区域とか、今委員が言われてるようなもののウエイト的なものを考えながら、それから機動性も必要なので、距離だとか地域性も考えながら、エリアを細かく決めて契約しております。

【清水委員長】

災害の対応、ボランティアでやらされてるというような人がいるとしたら、これは正しくないわけですね。事実と反するわけですね。

【企画技術総括参事】

ボランティアでやっているというのは、台風が来た時に、普通の人は安心して家の中にいますけれども、こういうものに関わってる人たちというのは、たとえば表に出て雨降りだと気にしてるとか、色んな配慮が多分大変だと。我々職員もまさにそうですが、ですから、そういう意味では御苦労はあると思うんですが、実際出勤した部分については、しっかり払おうということで、そういう風にしております。

【清水委員長】

わかりました。

【安齋委員】

市町村からの要請が多たって言っていましたよね。

【小川委員】

市町村はボランティア。

【安齋委員】

連絡網で来るんだということなんだそうです。

【清水委員長】

市町村はそういう契約はやってないということですかね。

一応報告を受けたということです。

それでは、報告事項も終わりましたので、何か委員の皆さんの方から、今日議論しておいた方が良いというようなことがありましたらお出してください。

【安齋委員】

県がこの前決めたペナルティーの件の報告をしてください。

【入札改革参事】

入札参加制限の件で、監視委員会が調査し談合の事実を確認した場合には18月、その後逮捕とかになれば24月まで延びるということと、あともう1点につきましては、監視委員会に業者が談合をやったと自己申告した場合につきましては、その後談合の事実が間違いがないということになりましたら、その申し入れた最初から三者までについては、通常の期間の入札参加資格制限の減免ということで、例えば監視委員会の調査が入る前に自己申告した場合はゼロにすると、あと、調査に入るという以降に申告した場合は2分の1にすることを、県の入札等制度改革部会で決めまして、要綱を改正して10月15日から施行しております。

【清水委員長】

予て提案のとおりになったということです。ちょっと揉めた部分もあるようですけども、そういう風になったということです。10月15日から適用になってますということです。

よろしいですか。ほかに、どうぞ。

【常松委員】

総合評価方式が試行が本格的になってきておりますので、我々検討資料としてみます、工事一覧表、それからその結果の集計表、何らかの形で表現する形を工夫いただきたい。そうすると、例えば工事一覧表で見ますとどれが総合評価をしているか、ちょっとこれではわかりません。それから先ほども話題になりましたように、入札参加者数などについても、総合評価の場合とそうでない場合とを比較するというようなことも可能になるかと思っておりますので、そういう面で検討していただければと思います。

【清水委員長】

次回に、総合評価について審査対象にしたらどうかと思っておりますから、データの方もひとつよろしくをお願いします。

それじゃあほかによろしいですね。

それでは、全体のその他に入ります。事務局の方から何かあればどうぞ。

【入札改革主幹】

お願いしたいことがございまして、次回、抽出案件の審議については、既に対象としましては8月分、9月分の2か月分ということで決定していただいておりますが、本日は抽出案件の抽出テーマ、それから抽出チームの委員の方の御指名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【清水委員長】

どうでしょう、こういうテーマで次回したいという御希望がございましたら。

【安齋委員】

今言った総合評価でいいんじゃないんですか。

【清水委員長】

総合評価方式についてチェックするというところでよろしいですね。抽出委員については50音順で回してきておりますので、今回もそれでいきたいと思っております。それで、田崎さんと常松さんの順番になってまして、ひとつよろしくをお願いします。データを見た上で、これはと思われるものをお願いいたします。

【安齋委員】

テーマは8月、9月で旧方式になってますので、その辺も踏まえないといけないですね。

【清水委員長】

10月からの本格実施のちょっと前になりますので、少し複数の制度が残ってますね。

はい、ではほかにもどうぞ。日程ですか。

【入札改革主幹】

日程につきまして、まず次回の委員会、それから、もし、仮に緊急に委員会をあるいは部会を開催する必要が生じた場合ということで、お手元に11月、それから12月につきましての皆様の日程の確認表を配付させていただいておりますので、お手数ですが今月中に事務局の方にお届けいただければと考えております。さらに、次回の委員会でございますけれども、まだ具体的な日程につきましては未定でございますが、12月の20日以降の時期に開催をしたいと考えてございます。年末の多忙な時期にかかってくるとは思いますけれども、どうか御協力をお願いしたいと思います。日程につきましては調整の上、改めて御連絡させていただきます。次回の委員会の際につきましては、抽出案件ではなくて、制度の改正の審議を中心に行っていただきたいと考えてございますので、先ほどの8月、9月の抽出案件の審議につきましてはその次ということで、おそらく1月になってからお願いをしたいと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

【清水委員長】

今回は抽出案件ではなくて制度について、最低制限価格などということになりますかね、議論をするという予定のようです。皆さんよろしくをお願いします。

それでは、今日の会議は終わりますが、最初に申し上げましたように、ちょっと委員の方お残りいただいて少し議論したいことがあります。マスコミの方申し訳ありませんが、御退席願った後に、もし、取材があるようでしたらそれが終わった後、私がお相手いたします。

【入札改革主幹】

それでは、以上をもちまして、第5回福島県入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます

ます。本日はどうもありがとうございました。